

議案第 37 号

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正について

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 12 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 学校運営を主導する校長のモチベーション及び資質の向上に向け、これまで表彰の対象外であった校長を表彰対象とするため、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則の一部改正について

1 改正理由

教育委員会では、「北九州市優れた教育活動等を実践している教職員の表彰に関する規則」（以下「本市教職員表彰規則」という。）に基づき、例年、25名程度の教員を表彰している。

本市教職員表彰規則においては、表彰の対象者として、教育公務員特例法における「教員」の定義を準用しているため、校長が表彰の対象外となっている。

については、学校組織の長として学校運営を主導する校長のモチベーション及び資質の向上を図るため、校長を表彰の対象とすべく、表彰の対象者のうち教育公務員特例法における「教員」を教育公務員特例法における「教育公務員」に改めるもの。

2 主な改正内容

(1) 第1条関係

表彰の対象者のうち教育公務員特例法における「教員」を教育公務員特例法における「教育公務員」に改める。

(2) 第2条関係

校長を対象とした表彰区分を新たに設ける。

3 施行日

令和8年4月1日

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部を改正する規則

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成 16 年北九州市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 2 項に規定する教員（以下「教員」という。）」を「第 2 条第 1 項に規定する教育公務員（以下「教育公務員」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「教員の」を「教員（教育公務員特例法第 2 条第 2 項に規定する教員をいう。以下同じ。）の」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項、第 3 項及び前項」に、「教職員並びに」を「教員、事務職員及び学校栄養職員並びに」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 校長の表彰は、次の各号のいずれかに該当する校長で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。

- (1) 学校運営において、先進的な取組や特色ある学校づくりに関する取組を率先して行い、他校に波及する大きな成果を上げたもの
- (2) 教職員のワークライフバランスの実現、女性活躍推進、ハラスメントの防止等、職場環境の整備に大きく貢献しているもの
- (3) 校長としてのリーダーシップを発揮し、教職員に的確な指導若しくは助言又は研修を行い、その能力の発揮若しくは伸張又は人材育成に大きく貢献しているもの
- (4) 地域又は関係機関等と密接に連携し、既存の枠組みを越えて困難事案に意欲的に挑戦したもの
- (5) その他優れた成果を上げ、教育行政に大きく貢献しているもの

第 3 条中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の任命に係る教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<u>第2条第1項に規定する教育公務員（以下「教育公務員」という。）</u>、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第60条第1項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する学校栄養職員（以下「学校栄養職員」という。）</u>（以下これらを「教職員」という。）で優れた教育活動その他学校運営に関する活動（以下「教育活動等」という。）を実践しているもの（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第61号）第2条第4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）並びに学校（市が設置する学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員以外の学校職員で構成する組織（以下「教職員組織」という。）で優れた教育活動等を実践しているもの 表彰について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰)</p> <p>第2条 <u>教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の表彰は、次の各号の2以上の号に該当する教員で教育委員会が適当なものに対して行う。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の任命に係る教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<u>第2条第2項に規定する教員（以下「教員」という。）</u>、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）及び第60条第1項に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する学校栄養職員（以下「学校栄養職員」という。）</u>（以下これらを「教職員」という。）で優れた教育活動その他学校運営に関する活動（以下「教育活動等」という。）を実践しているもの（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）並びに学校（市が設置する学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）並びに学校の校務を分掌させるため教職員及び教職員以外の学校職員で構成する組織（以下「教職員組織」という。）で優れた教育活動等を実践しているもの 必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰)</p> <p>第2条 <u>教員の表彰は、次の各号の2以上の号に該当する教員で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>

新	旧
<p>2 校長の表彰は、次の各号のいずれかに該当する校長で教育委員会が適当と認め たものに対して行う。</p> <p>(1) 学校運営において、先進的な取組や特色ある学校づくりに関する取組を 率先して行い、他校に波及する大きな成果を上げたもの</p> <p>(2) 教職員のワークライフバランスの実現、女性活躍推進、ハラスメントの 防止等、職場環境の整備に大きく貢献しているもの</p> <p>(3) 校長としてのリーダーシップを発揮し、教職員に的確な指導若しくは助 言又は研修を行い、その能力の発揮若しくは伸張又は人材育成に大きく貢献し ているもの</p> <p>(4) 地域又は関係機関等と密接に連携し、既存の枠組みを越えて困難事に 意欲的に挑戦したものの</p> <p>(5) その他優れた成果を上げ、教育行政に大きく貢献しているもの</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第3項及び前項に規定する教育委員会が適当と認めた教員、事務職員 及び学校栄養職員並びに学校及び教職員組織のうち、教育委員会が特に優れた教 育活動等を実践しているものと認めるものについては、特別に表彰することができる 。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰（前条第5項の規定による表彰を含む。以下同じ。）は、表彰状及び 記念品を贈呈して行う。</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項に規定する教育委員会が適当と認めた教職員並びに学校及び教職員組織 のうち、教育委員会が特に優れた教育活動等を実践しているものと認めるものについ ては、特別に表彰することができる。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰（前条第4項の規定による表彰を含む。以下同じ。）は、表彰状及び 記念品を贈呈して行う。</p>